

①「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」

第七号様式（第十六条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 国土交通大臣(●)第●●●●子
商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
郵便番号 ●●●-●●●●
主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●子
氏名 山田 太郎 印
電話番号 ●●●-●●●●-●●●●
ファクシミリ番号 ●●●-●●●●-●●●●

免許権者
(●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

●●地方整備局長 殿

記

1 基準日 平成●●年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

全て保険加入により資力確保措置を講じたとき、2の記入は「全て保険のため削除」と記載することにより省略可。

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅の戸数（「床面積55㎡以下の住宅の戸数」及び「共同分譲(※)」により引渡した戸数）を除く）
※瑕疵担保負担割合を記載した宅建業法第37条に基づく書面を買主に交付した場合、以下同じ。

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

ロ 60

新築住宅のうちで床面積55㎡以下の新築住宅の戸数（共同分譲による戸数を除く）

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ 30

(3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲により引渡したの新築住宅の戸数（55㎡以下の戸数を除く） ニ 137

②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
合計戸数		ホ 76.2

負担割合ごとの合計戸数を記載

特例適用前の戸数×負担割合

自社の負担割合を記載。割合は「●%」と記載してもよい。

(4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

55㎡以下で共同分譲により引渡した新築住宅の戸数 へ 200

②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
2分の1	120	30
合計戸数		ト 60

特例適用前の戸数×負担割合×0.5

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 966.2

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数 リ 3050.1

「1の基準日前10年間に届け出た戸数」 + 「チ」

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

262,004,000円

2-4 金銭の供託

1の基準日まで供託した全ての供託状況（以下2-5、2-6についても同様。）

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成21年●月●日	第●●●●号	174,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	71,000,000円

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%
③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

(計)又 245,000,000円

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
							(計)	14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●●	5,250,000円
				(計)ヲ 5,250,000円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ = 262,050,000円

- 3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
●●●●保険	200
●●●●保険	165
合計戸数	365

- 4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

1,562

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3の合計戸数」

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

②「住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書」（別紙含む）

第八号様式（第十七条関係）

（A4）

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第13条ただし書の規定により、住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

平成●●年 4 月 ● 日

届出時の免許証番号 国土交通大臣（●）第●●●●号
 商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
 郵便番号 ●●●-●●●●
 主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●号
 氏名 山田 太郎 印
 電話番号 ●●●-●●●-●●●●
 ファクシミリ番号 ●●●-●●●-●●●●

免許権者
 （●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事）

●●地方整備局長 殿

記

1 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

275,925,200円

2 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

（1）金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成21年●月●日	第●●●●号	176,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	74,000,000円
(計)イ			250,000,000円

直前の基準日までに供託した全ての供託について記載。以下2（2）、2（3）についても同様。

（2）有価証券（振替国債を除く。）の供託

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%
③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312～332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105～125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83～133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000
								(計) 14,000,000円		(計)ロ 11,800,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●●●	14,000,000円
				(計)ハ 14,000,000円

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ = 275,800,000円

3 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

125,200円

4 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成●年4月●日	第●●●●号	130,000円
			(計)ニ 130,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額

				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =	130,000円
-------------	----------

注 2(2)及び4(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 平成●●年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅の戸数（「床面積 55 ㎡以下の住宅の戸数」及び「共同分譲（※）により引渡した戸数」を除く）
※瑕疵担保負担割合を記載した宅建業法第37条に基づく書面を買主に交付した場合。以下同じ。

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

新築住宅のうちで床面積 55 ㎡以下の新築住宅の戸数（共同分譲による戸数を除く）

ロ 60

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ $\text{ロ} \times 0.5$ ）

ハ 30

(3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲により引渡したの新築住宅の戸数（55 ㎡以下の戸数を除く）

ニ 137

②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
自社の負担割合を記載。割合は「●%」と記載してもよい。	特例適用前の戸数×負担割合	
合計戸数	ニ 137	ホ 76.2

(4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

ヘ 200

②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
7分の5	120	42.86
合計戸数	へ 200	ト 72.86

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 979.06

「1の基準日前10年間に届け出た戸数」 + 「チ」

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

リ 3398.13

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

275,925,200円

当該基準日までに供託した全ての供託及び、第八号様式「4 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金」について記載。以下2-5、2-6についても同様。

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成21年●月●日	第●●●●号	176,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	74,000,000円
●●法務局	平成●年4月●日	第●●●●号	130,000円
			(計)又 250,130,000円

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
							(計)	14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●●●	14,000,000円
				(計)ヲ 14,000,000円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + フ = 275,930,000円

- 3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
●●●●保険	365
合計戸数	365

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3の合計戸数」

- 4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

1,562

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。

注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

③「住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書」

第十号様式（第二十二条において読み替えて準用する第十条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 国土交通大臣(●)第●●●●号
 商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
 郵便番号 ●●●-●●●●
 主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●号
 氏名 山田 太郎 印
 電話番号 ●●●-●●●●-●●●●
 ファクシミリ番号 ●●●-●●●●-●●●●

免許権者
 (●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

●●地方整備局長

殿

記

- 1 法第14条第1項の権利の実行により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知書の送付を受けた日

平成●●年 ●月 ●日

- 2 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

265,000,000円

- 3 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成21年●月●日	第●●●●号	174,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	74,000,000円
(計)イ			248,000,000円

当該基準日までに供託した全ての供託について記載。以下3(2)、3(3)についても同様。

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%
 ③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312～332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105～125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83～133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)ロ 11,800,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●●	5,250,000円
				(計)ハ 5,250,000円

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ = 265,050,000円

- 4 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により還付された住宅販売瑕疵担保保証金の額

1,200,000円

- 5 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により生じた住宅販売瑕疵担保保証金の不足額

1,150,000円

「4の金額」－（「3（4）の金額」－「2の金額」）

- 6 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成●年4月●日	第●●●●号	800,000円
			(計)ニ 800,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	平成●年4月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	100～105	5枚	10万円券	500,000円	80%	400,000円
								(計) 500,000円		(計)ホ 400,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

二 + ホ + へ =	1,200,000円
-------------	------------

注 3 (2) 及び 6 (2) の割合は、第 15 条第 1 項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

④「住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書」

第十一号様式（第二十二条において読み替えて準用する第十一条関係）

(A 4)

住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第22条において読み替えて準用する第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成●●年 ●月 ●日

届出時の免許証番号	国土交通大臣(●)第●●●●号
商号又は名称	霞ヶ関不動産株式会社
郵便番号	●●●-●●●●
主たる事務所の所在地	●●県●●市●●町●丁目●番●号
氏名	山田 太郎 印
電話番号	●●●-●●●●-●●●●●
ファクシミリ番号	●●●-●●●●-●●●●●

●●地方整備局長

殿

免許権者
(●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

記

1 主たる事務所の所在地の変更年月日

平成●●年 ●月 ●日

2 主たる事務所の所在地について

(新) ●●県●●市●●町●丁目●番●号

(旧) ▲▲県▲▲市▲▲町▲丁目▲番▲号

3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所及びその所在地について

(新) ●●法務局 ●●県●●市●●町●丁目●番

(旧) ▲▲法務局 ▲▲県▲▲市▲▲町▲丁目▲番

⑤「住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書」

第十二号様式（第二十二条において読み替えて準用する第十二条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第9条第2項の規定により、住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについて承認を受けたく、下記のとおり申請します。

平成●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 国土交通大臣(●)第●●●●号
 商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
 郵便番号 ●●●-●●●●
 主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●号
 氏名 山田 太郎 印
 電話番号 ●●●-●●●●-●●●●
 ファクシミリ番号 ●●●-●●●●-●●●●

免許権者
 (●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

●●地方整備局長 殿

記

1 基準日 平成●●年 3月 31日

2 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ 268,800,000円

3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

ロ 268,000,000円

4 3の基準額を超えることとなった額

イ - ロ = 800,000円

5 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	300,000円
			(計)ハ 300,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105~110	5枚	10万円券	500,000円	90%	450,000円
①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90% ③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用										
								(計)		(計)ニ
								500,000円		450,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ホ

(4) 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ハ + ニ + ホ =	750,000円
-------------	----------

注 5 (2) の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。